



令和6年9月
広報萩掲載

定期購入トラブルに注意！

事例1

スマホ・パソコンのネット広告の「お試し」「初回限定〇%オフ」を見て、初回 980 円の化粧品を注文した。1 回だけと思っていたら 2 回目が届いたので連絡したら、定期購入のため解約できないと言われた。定期購入をした覚えはない。



アドバイス

通信販売（テレビ・ラジオショッピング、ネットショッピング等）にはクーリング・オフがありません。

インターネットで注文する場合は、契約条件（継続期間や購入回数、支払総額、返品特約等）を注文前にしっかり確認しましょう。

低価格を強調したり、注文を急がせる販売サイトでは特に警戒が必要です。

事例2

テレビ・ラジオショッピングや新聞広告で紹介されていた商品を注文するため電話したら、別の商品や複数月分の商品の購入を勧められ、1回限りの購入のつもりが意図せず「定期購入」になっていた。



アドバイス

電話注文時に販売業者から「定期購入」を勧誘されても、必要なければきっぱり断りましょう。

「通信販売」にはクーリング・オフがありませんが、消費者から電話注文した際に、事前に紹介されていない商品を勧誘され、購入した場合には「電話勧誘販売」に該当し、クーリング・オフができる場合があります。
(令和5年6月から)

